令和4年分 青色申告決算書(不動産所得用)の書き方

税務署

- この説明書は、「所得税の青色申告決算書(不動産所得用) | の作成方法などを説明しています。
- 有限責任事業組合の組合事業から生じる不動産所得がある方や、民法上の組合等(外国におけるこれに類するものを含 みます。)の組合事業から生じる不動産所得がある方(組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結す るための交渉等を自ら執行する個人組合員を除きます。)、信託から生じる不動産所得がある方は、組合事業ごと又は信託 ごとに損益計算書を作成する必要があります。
- この説明書は、令和4年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

青色申告特別控除65万円を受けるためには・・・

適用要件 控除額	複式簿記 (正規の 簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告 又は 優良な電子帳簿保存
65 579	0	0	0	(注3)
55 加	0	0	0	_
10 777	(簡易な記帳)	(注2)	_	_

- (注1) 還付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。
- (注2) 損益計算書の提出は必要です。
- (注3) 以下のいずれかの要件を満たす必要があります。
 - e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。
 - 令和4年分の事業における仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満 たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を税務署に提出する。
 - ※ 令和3年分以前に電子帳簿保存の要件を満たして青色申告特別控除(65万円)の適用を受け、令和4年分以後も引き 続き当該要件を満たしている場合には、新たに届出書の提出は不要です。
- ※ 詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『青色申告特別控除』 | をご覧ください。

令和4年分の確定申告から スマホで青色申告決算書の作成ができます!

スマホで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から 青色申告決算書・申告書の作成・送信ができます! また、自動計算されるため、計算誤りがありません。

※パソコンでも青色申告決算書や申告書の作成・送信ができます。

作成コーナー

Q



「自宅からのe-Tax」5つのメリット!

税務署への持参



確定申告期間の利用可能時間



印刷・郵送代



還付金

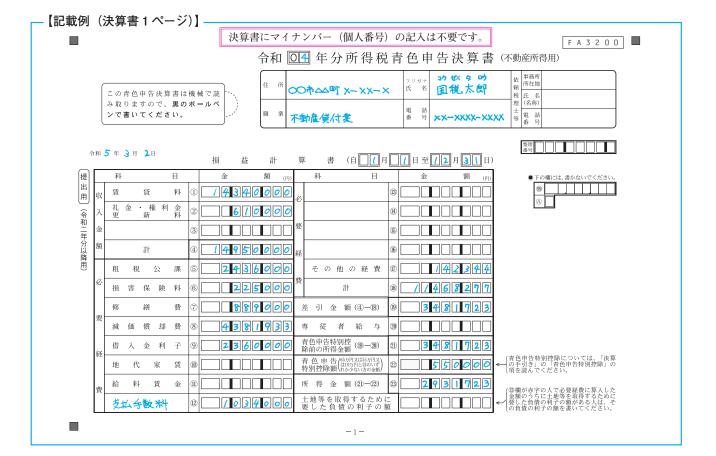


添付書類



※一部の書類は除きます

3週間程度で還付! 書面提出の場合は 1か月~1か月半程度で還付



○損益計算書

収	入	金	額	3	消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の経理 処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額 (還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額)を含め て、この欄に記入します。 ※ 消費税等の経理処理については、「青色申告の決算の手引き(一般用)」(7ページ) を参照してください。
	経費(者給)			及び	経費帳の各科目の口座から、決算整理後の金額を記入します。 必要経費の算入に当たり、明細書の添付が必要である場合は、明細書を併せて提出しま す。
租	税	公	課	(5)	消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税 等の納付税額があるときは、その納付税額(納付税額を本年分の未払金に計上したときは、 その未払金に計上した金額)を含めて、この欄に記入します。
給	料	賃	金	11)	青色事業専従者に支給した給与は、この欄には記入しないで「専従者給与⑩」欄に記入し ます。
12	~	• (16)	欄	⑤~⑪欄に当てはまらない費目のうち、その主なものについて記入します。
の受	組合者の	の不	動角	€所	不動産所得を生ずべき事業を行う民法上の組合等(外国におけるこれに類するものを含みます。)の個人組合員(組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除きます。)又は信託の受益者は、組合事業又は信託から生じた不動産所得の損失について、生じなかったものとみなされます。この場合、組合事業又は信託から生ずる不動産所得に係る決算書の⑩欄は0と記入します。なお、この損失は、他の組合事業又は信託や、組合事業又は信託以外から生じた不動産所得の黒字から控除(不動産所得内の通算)することもできません。
青特:	色 別 控	申除	告額	22	青色申告特別控除については、「 青色申告の決算の手引き(一般用)」(7ページ)の「青 色申告特別控除」の項を参照してください。
	等を した!				②欄が赤字の方で必要経費に算入した金額のうちに土地等を取得するために要した負債 の利子の額がある方は、その負債の利子の額を記入します。
ни					②欄が赤字の方で必要経費に算入した金額のうちに土地等を取得するために要した負債の利子の額がある方は、申告書第一表の「所得金額」欄の「不動産③」には、0と記入します。 ただし、②欄の金額が「土地等を取得するために要した負債の利子の額」欄の金額より多い方は、0と記入しないで、△印を付してこれらの金額の差額を記入します(例 ②欄が△100で、「土地等を取得するために要した負債の利子の額」欄が90のとき→100>90→△10)。申告書に記入する際には、記入する金額の頭部に分と表示してください。

例(決	算書2	ページ)】								
	04 4	民 名 国税	タロウ 大郎 ひときは、適宜の用紙に書いてお	1.管準に送付して	ください)				整理 番号	A 3 2 2 5
提货物	用途	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約期間	貸付面積	貨貨	贷 料	収入金礼 金 種 利 金 野 新 料	額 名義書換料	保証金 敷金
	住宅用		00 00	自 R4 年 7月 至 R6 · 6	平方メートル 70.6	月 額 200,000	年 額 (,400,000 ^円	更新	その他	(期末残高) 200,000 円
和一マペート	住宅用	○○市△△町 5-5	00 00	自 R2 · 7 至 R4 · 6 自 R4 · 7 至 R6 · 6	31.5	65,000 70,000	815,000	70.000		70.000
令和二年分以降用)	"		00 00	自 R3 · 4 至 R5 · 3 自 R3 · 7 至 R5 · 6	31.5	70,000	840.000 840.000	礼権更礼権更		70.000 70.000
#	n n		00 00	自 R3 · 8 至 R5 · 7 自 R2 · 7 至 R4 · 6	31.5	70.000 65.000	840.000 325,000	礼権更 礼権而		70.000
アペート	//	○○赤△△町 5-6	00 00	自 R4 · 11 至 R6 · 10 自 R4 · 1 至 R5 · 12	31.5 59.4	70,000	2.10,000	140,000		150.000
-	//	00/file 33 0	00 00	自 R4 · 1 至 R5 · 12 自 R4 · 1	59.4 59.4	/\$0.000 (50.000	1,800,000	· 礼権更 礼権		150,000
	//		00 00	自 R4 · 1 至 R5 · 12 自 R4 · 1	59.4	150,000	1.800.000	更 礼植更 礼		150,000 150,000
貸地			○○ ↑ △△ ♥ 6-25 ○○ ○○	自 : 至 :	59.4			災 礼 権 史		130,000
ät		○○市△△町 3-16	00,00	自 H21 · 4 至 R10 · 3	85,0	399\$2"5,000 499\$2 6,000	70.000	610.000		1,300,000
氏	賃金の内割		事 支 数 給 料 賃 金 月 円	給	新 与 合 円	計 門	所得税及び復興 所得税の源泉徴収	特別 税額 円		
○専従	計 者給与のP									
氏		名 続柄 年齢 従月	事 支数川 給 料 円	省 -	類 与 合 円	計	所得税及び復興特! 所得税の源泉徴収税!	例 (円)		
					-2-					

○不動産所得の収入の内訳

貸家	家、貸地等の別	貸家、貸店舗、アパート、貸マンション、貸間、貸地、駐車場などと記入します。							
	金(住宅用、(用以外等の別	建物の貸付けを行っている場合には、その用途に応じ、住宅用、住宅用以外、店舗併用住宅 などと記入します。							
賃借	昔人の住所・氏名	賃借人の住所がその不動産の所在地と同じ場合には、賃借人の住所を記入する必要はありません。							
貸	付 面 和	アパートなどの場合は、世帯ごとの専用部分の床面積を記入します。							
本年中	賃 貸 *	地代や家賃などの収入すべき時期は、それぞれ次の日とすることになります。 (1) 契約又は慣習により賃貸料の支払日の定められているものについては、その支払日 (2) 支払日の定められていないものについては、その賃貸料の支払を受けた日(請求があった時に支払うべきものとされているものについては、その請求の日)なお、継続的な記帳に基づいて不動産所得の金額を計算しているなどの一定の要件に該当する場合には、その年の貸付期間に対応する賃貸料の額をその年分の収入金額とすることができます。 ※ 記載例は、契約により賃貸料の支払日をその月の前月末日と定めた例です。							
の収	月	年の中途で賃貸料を変更した場合には、変更した月、変更前の賃貸料及び変更後の賃貸料を 記入します。							
入 金 額	礼金、権利金 更 新 料								
	名義書換料 その イ								

○給料賃金の内訳及び○専従者給与の内訳

延べ従事月数	従事月数の合計を記入します。
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」といいます。)の源泉徴収税額 を記入します。 なお、年の中途で退職した方などで年末調整が行われない方については、本年中に徴収した
	所得税等の源泉徴収税額を記入します。

【記載例 (決算書3ページ)】 ______

	○減価償却費	費の計	算													
(令和二年分	減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面 積 は 量	取得年月	① 取 得 価 額 (償却保証額)	回 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用	① 償却率 又は 改定償却率	の償却 期 間	普通償却費	○ 割増(特別) 償却費	⑤ 本年分の 償却費合計 (影+⊗)	受价付割合	① 本年分の必要 経費算入額 (⑤×手)	② 未償却残高 (期末残高)	摘 要
分以	木造建物黄家	70.6	#1 7・1	/ 8.600.000 円	16.740,000	旧定验	22年	0,046	/2 12	770,040	_ ^m	770,040	100	770,040	4,739.28°	
(以降用)	木骨もしらし	198.5	H18 • 7	35,000,000	31,500,000	旧定额	20	0,050	12 12	1.575.000	1	1,575,000	100	1.575.000	9.012.500	
	鉄筋コカリート	315.0	R4 · 1	66.000.000	66.000,000	定額	47	0.022	12 12	1,452,000	_	1,452,000	100	1.452,000	64,548,000	
	コンクリート散		ዘ1ካ - 3	500,000 ()	25,000	1	-	1	12 12	5,000	_	5,000	100	5,000	20,000	均等機即
	轮制设备		H18 - 7	()	/40.089	唯全	15	0.142	12	19,893	_	19,893	100	19,893	120,196	
	一括機却強產		R4 •	(80.000	180.000	1	_	1/3	12	60.000	-	60.000	100	60.000	120.000	
	ペソコン 他		R4 •	合計 500,000	(時細は3地保護)	-	_	1	12	-	_	_	_	500,000	_	措法28の2
				()					12							
				()					12							
				()					12							
				()					12							
			٠.	()					12							
	#	\angle	$\overline{}$				\angle	\overline{Z}	\angle	3,881,933		3,881,933	\overline{Z}	4,38/,933	78.559.976	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

$\underline{}$	쁘	(3C	ДV	711	m/			
	- de	44	14.		13.	107	re.	 40

C	支	払	先	Ø	住	所	氏	名	货	借	物	件	本年料・	中権	の st 利 st	電借 を等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
													権			PI	PI
													更				
													賃				
L																	
													権				
													更				
l													贫				
L																	

○借入金利子の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額	本 年 中 の 借 入 金 利 子	左のうち必要 経費算入額
	H	H	H

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
	H	H	Ħ

-3-

○減価償却費の計算

	平成19年3月31日以前(こ取得した減価償却資産	平成	19年4月1日以後に取得	した減価償却資産
				定率	送法
	旧定額法	旧定率法	定額法	250%定率法	200%定率法
	旧足領海	旧足平広	上 供	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得 (※1)	平成24年4月1日 以後に取得 ^(※2)
①取得価額	取得価額そのままの金額	領を記入します。			
(償却保証額)	下段の括弧内は記入する	る必要はありません。		下段の括弧内に償却 証率)を記入します。	保証額(取得価額×係
□償却の基礎 になる金額	① 「取得価額×90%」の 金額(漁業権や特許権 などの無形固定資産は、 取得価額そのます。金額)を記入します。 額)を記入します。 ② 減価償額の95%相当 額に達した年分の翌相当 類に達した年間に場合に 均等償却を行う場合に は、「取得価額×5%」 の金額を記入します。	① 前年末の未償却残高高(「取得価額ー前年末の未償却疾末東での減価償却費の記録です。 ② 減価償却費の男別者相望の累積価額の95%相類に達した年分のの場所である。 ② が取りでは、「取得価額の95%目の金額を記入します。	額そのま	ままの金額を記入し。 ② 前年以前に取得し 償却残高(「取得価額 却費の累積額」の金額 ③ 調整前償却額が償: 分以後は改定取得価;	た資産は、前年末の未 一前年末までの減価償
償 却 方 法	税務署に届け出ている作	賞却方法を記入します。			
		旧定額法になります。 後に取得した建物は旧定	· 建物 構築物	出ていない方は、定額法 、建物附属設備及び構築 は平成28年4月1日以後 は、定額法になります。	物(建物附属設備及び
耐 用 年 数	7、8ページの「主な)	咸価償却資産の耐用年数表	を参照し	こてください。	
(八償 却 率 又 は 改 定 償 却 率	6ページの「 減価償却資 度 また、一括償却資産の は、「1/3」と記入しま	<mark>達の償却率等表</mark> 」を参照して 必要経費算入の適用を受け す。	ください。 ける場合に	調整前償却額が償却係 後は耐用年数に応ずる改	R証額未満となる年分り 定償却率を記入します
二本 年 中 の 償 却 期 間	資産を月の中途で取得 間の月数を記入します。	や譲渡、取壊しなどをした	た場合は、	その月を1か月として計	算した本年中の償却期
歩本 年 分 の 普通償却費	② 減価償却費の累積額 達した年分の翌年分以	した金額を記入します。 が取得価額の95%相当額に 後5年間において均等償 (取得価額-取得価額× 」の金額を記入します。		》×⊜」で計算した金額を 却残高が1円になるまで	

	平成19年3月31日以前	こ取得した減価償却資産	平成	19年4月1日以後に取得	引した減価償却資産
				定率	率法
	旧定額法	旧定率法	定額法	250%定率法	200%定率法
	пасвяд	пста	AL IRA	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得 (**1)	平成24年4月1日 以後に取得 ^(※2)
◇割増(特別) 償 却 費	特定都市再生建築物の めません。) を記入します	割増償却などの適用を受い。 -。	ける場合に	、割増しなどの部分の償	ば却費(普通償却費は含
②未償却残高 (期末残高)		産は、①の金額から⑤の金 資産は、前年末の未償却残			近川費の累積額」の金
摘 要		取得価額の95%相当額に 5年間において均等償却 摂却」と記入します。		調整前償却額が償却 以後は「改定償却」と 平成24年4月1日か	保証額未満となる年分 記入します。
	(1) 倉庫用建物等の割増の特例名 (2) 取得資産が中古である(3) 資産を本年中に譲渡日、事由など (4) 譲渡や取壊しなどを略した場合その旨(5) 中小事業者の少額減入の特例の適用を受ける(6) 債務処理計画に基づ	それぞれ次のような事項を簡償却などの適用を受ける場合その旨 や取壊しなどをした場合… した資産について本年分の 価償却資産の取得価額の必 る場合「措法28の2」 く減価償却資産等の損失の ける場合「措法28の2	場合そその月)貸却を省必要経費算〕必要経費費	ら同年12月31日まで に取得した減価償却資 産について、250%定率 法により償却費の額を 計算することを選択して いる場合には、「250%定	

- ※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置を受けることができます(平成25年3月15日までに『減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書』を提出している方に限ります。)。
- ※2 平成 24 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までに取得した減価償却資産について 250% 定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250% 定率法」の各欄を参照してください。
- ※3 損益通算等ができない国外中古建物の貸付けによる損失額がある場合には、「青色申告決算書又は収支内訳書(不動産所得用)付表《国 外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例》」を参考にしてください。国税庁ホームページからダウンロードできます。

○ 中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とすることができます。

取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数(その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。)を耐用年数とすることができます。

[算 式]

- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産
 - 法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数
- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産 法定耐用年数 - (経過年数×0.8) = 耐用年数

○ 業務の用に供していない資産を業務の用に供した場合(転用した場合)の減価償却費の計算

業務の用に供していない資産を業務の用に供した場合の、その業務の用に供した後におけるその資産の減価償却費の額の計算に当たっては、次の算式により計算した金額を、その業務の用に供した日におけるその資産の未償却残高とします。

[算 式]

その資産の 取得価額 業務の用に供されていなかった期間(※1)につき、その 資産の法定耐用年数の1.5倍に相当する年数(※2)で、旧

= その資産の業務の用に供した日 における未償却残高相当額

- ※1 業務の用に供されていなかった期間に係る年数に1年未満の端数があるときは、6か月以上の端数は1年とし、6か月に満たない端数は切り捨てます。
- ※2 1.5倍に相当する年数に1年未満の端数があるときは、1年未満の端数は切り捨てます。

定額法に準じて計算した減価償却費の額

- (注1)業務の用に供していない資産の減価の額の計算は、旧定額法によることに留意してください。
- (注2)業務の用に供していない資産の減価の額の計算においては、上記「○減価償却費の計算」中の「均等償却」の適用はありません。
- (注3) 昭和27年12月31日以前に取得した業務の用に供していない資産を業務の用に供した場合の、その業務の用に供した日における その資産の未償却残高の計算方法については、上記とは異なります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

○ 減価償却の計算の特例

青色申告者には、「資産を譲渡した場合の特例」のほかにも減価償却の計算の特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

(「資産を譲渡した場合の特例」については、「**青色申告の決算の手引き(一般用**)」(6ページ)を参照してください。)

○地代家賃の内訳

本年中の賃借料・	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。
権利金等	この場合、権利金や更新料は上段に、賃借料は下段にそれぞれ記入し、権利金は「権」を、更新料は「更」 を○で囲んで表示します。

○借入金利子の内訳

本年中の借入金利子 本年中に支払うことの確定した金額を記入します。

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

本年中の報酬等の金額	本年中に税理士や弁護士、公認会計士などに支払うことの確定した報酬や料金を記入します。
所得税及び復興特別	本年中に支払うことの確定した報酬や料金で、まだ支払っていないものに対応する所得税等の源泉徴収税額
所得税の源泉徴収税額	も含めて記入します。

【記載例 (決算書4ページ)】-

貸 借 対 照 表 (資産負債調)

佘 ●	資	産の	部	負		の部
和 65	科目	月 / 日 (期首)		科目	月日(期首)	/2月 31日 (期末)
令和二年分以降用)● 65万円又は55万円の		/50,000 円	72月 31日 (期末) 250,000 円			
分は	現 金	150.000	250,000	借入金	30,000,000 ^H	/10,000,000 ^H
降 50 万 E	普通預金	1,272,000	1,483,000	未 払 金		
田島	定期預金	9,000.000	7,000.000	保証金・敷金	1.090.000	1.300.000
邑由	その他の預金					
告	受取手形					
別控	未収賃貸料	65,000	_			
除を	未 収 金					
受ける	有 価 証 券					
人は	前 払 金					
必ず	貸 付 金					
記入	建 物	16,096,820	78.299,780			
7	建物附属設備	140.089	120,196			
ださ	構築物	25,000	20,000			
() 구	船舶					
机以	工具 器具 備品	1	120.000			
外 の	土 地	5,500,000	24,500,000			
순	借 地 権					
分か	公共施設負担金					
る質						
がはア						
きる						
だけ知				事 業 主 借		5.903,844
二年(分以降用)				元 入 金	1.158.909	1.158.909
てく	事 業 主 貸		10.051.500	青色申告特別控除 前 の 所 得 金 額		3,481,723
ださい	合 計	32,248,909	121,844,476	合 計	32,248,909	121,844.476
Α,	(注) 「元入金」は、「期	首の資産の総額」から「期首	「の負債の総額」を差し引い	て計算します。		

(合和 4 年 12月 3 日現在) 本 の 部 関前) (2月 3 日 (明末)

○貸借対照表(資産負債調)

事業所得がなく、不動産所得のある方の貸借対照表はこの表に記入します。

資産 の部	事	業	主	貸	生活費その他の家事上の費用や所得税等、住民税などの必要経費にならない租税公課など本 年中に業務用資金から支出した金額の合計額を記入します。
負債	事	業	主	借	業務用資金として家計から受け入れた金額や預金通帳に記帳されている利息などの金額の合 計額を記入します。
資本	元	7	ζ	金	期首の金額と期末の金額は <mark>同じ金額</mark> を記入します。
本の部			告朱 所得:		決算書1ページの「損益計算書」の②欄の金額を記入します。

○本年中における特殊事情・保証金等の運用状況

借地権の設定に伴って借地人から受け入れた保証金などの預り金がある場合には、その受入年月日、受入金額、本年中の運用状況を記載してください。

例えば、「令和〇年〇月〇日保証金受入れ、受入金額10,000,000円、不動産所得に係る資金としてアパートの建設資金に充当。」などと記載してください。

減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表 2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年	平成19年 3月31日 以前取得	4月1日	耐用年	平成19年 3月31日 以前取得	4月1日	耐用年	平成19年 3月31日 以前取得	平成1 平成24年	9年4月1 3月31日		平成24年	-4月1日	日以後取得	耐用年	平成19年 3月31日 以前取得		9年4月1 3月31日	l 日から までに取得	平成24年	-4月1日	日以後取得
数	旧定額法	定額法	年数	旧定額法	定額法	一数	旧定率法		50%定率)0%定≥		数数	旧定率法		50%定≥			00%定率	
	償却率	償却率		償却率	償却率		償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率		償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038	2	0.684	1.000	_	_	1.000	_	_	27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036	3	0.536	0.833	1.000	0.02789	0.667		0.11089		0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035	4	0.438	0.625		0.05274	0.500	1.000	0.12499	29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	
5	0.200			0.034	0.034	5	0.369	0.500		0.06249	0.400	0.500	0.10800	30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
6	0.166	0.167		0.033	0.033	6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333		0.09911		0.072	0.081		0.01688	0.065		0.02286
7	0.142	0.143		0.032	0.032	7	0.280	0.357		0.05496	0.286		0.08680		0.069	0.078		0.01655	0.063		0.02216
8	0.125			0.031	0.031	8	0.250	0.313		0.05111	0.250		0.07909		0.067	0.076		0.01585	0.061		0.02161
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030	9	0.226	0.278		0.04731	0.222	0.250	0.07126	34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029	10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028	11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992	36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028	12	0.175	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566	37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027	13	0.162	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180	38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026	14	0.152	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854	39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025	15	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565	40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025	16	0.134	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294	41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024	17	0.127	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038	42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024	18	0.120	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884	43	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023	19	0.114	0.132		0.02616	0.105		0.03693		0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045		0.01664
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023	20	0.109	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486	45	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022	21	0.104	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335	46	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022	22	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182	47	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021	23	0.095	0.109		0.02226	0.087		0.03052		0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021	24	0.092	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969	49	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020	25	0.088	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841	50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440
26	0.039	0.039				26	0.085	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716								

主な減価償却資産の耐用年数表

<建 物>

\E 1007		
構造・用途	細 目	耐用 年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 飲食店用のもの 飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの (一般用)	年 24 22 20 17 12 15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 飲食店用のもの 飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの (一般用)	22 20 19 15 11 14
鉄骨鉄筋コンクリ ート造・鉄筋コン	事務所用のもの 住宅用のもの	50 47
クリート造のもの	飲食店用のもの	34 41
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるものその他のもの店舗用・病院用のもの車庫用のもの工場用・6庫用のもの(一般用)	31 39 39 38 31 38
れんが造・石造・ ブロック造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用・飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用のもの 車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの (一般用)	41 38 36 34 30 34
金属造のもの	事務所用のもの	38 30 22 34 27 19 31 25 19 29 24 17 27 19 15 31 27 19
簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので土居ぶ き・杉皮ぶき・ルーフィングぶき・トタン ぶきのもの 堀立造のもの、仮設のもの	10 7

<建物附属設備>

構造・用途	細	目	耐用 年数
アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの		年 15 8
店用簡易装備			3
電気設備 (照明設 備を含む。)	蓄電池電源設備 その他のもの		6 15
給排水·衛生設備、 ガス設備			15

<建物附属設備>のつづき

構造・用途	細 目	耐用 年数
冷房・暖房・通風・ ボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kW以下 のもの) その他のもの	年 13 15
昇降機設備	エレベーター エスカレーター	17 15
消火・排煙・災害 報知設備、格納式 避難設備		8
エヤーカーテン・ ドアー自動開閉設 備		12

<構築物>

構造・用途	細	目	耐用 年数
舗装道路、舗装路面	コンクリート敷・ブロ 石敷のもの アスファルト敷・木オ ビチューマルス敷のも	いんが敷のもの	年 15 10 3

<車両・運搬具>

構造・用途	細 目	耐用 年数
一般用のもの(特 殊自動車・次の運 送事業用等以外の もの)	自動車 (2輪・3輪自動車を除く。) 小型車 (総排気量が0.66リットル以下のもの) 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 2輪・3輪自動車 自転車 リヤカー	年 4 4 5 5 6 3 2 4
運送事業用・貸自 動車業用・自動車 教習所用のもの	自動車(2輪・3輪自動車を含み、乗合自動車を除く。) 小型車(貨物自動車にあっては積載量が2トン以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下のもの) 大型乗用車(総排気量が3リットル以上のもの) その他のもの 乗合自動車 自転車、リヤカー 被けん引車その他のもの	3 5 4 5 2 4

<工 具>

構造・用途	細 目	耐用 年数
測定工具、検査工 具(電気・電子を 利用するものを含 む。)		年 5
治具、取付工具		3
切削工具		2
型(型枠を含む。)、 鍛圧工具、打抜工 具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型 その他のもの	2 3
活字、活字に常用 される金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る。) 自製活字、活字に常用される金属	2 8

		_
構造・用途	細 目	耐用 年数
		年
家具、電気機器、 ガス機器、家庭用 品(他に掲げてあ るものを除く。)	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット	15 8
O O O C PA (o)	接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机、いす	5 8 8 5
	陳列だな、陳列ケース 冷凍機付・冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具	6 8
	接客業用のものその	5
	主として金属製のもの その他のもの	15 8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用・暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに	5 6
	電気の 類する電気・ガス機器 氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式のも	6
	のを除く。) カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他	4
	これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物	3
	小売業用・接客業用・放送用・レコー ド吹込用・劇場用のもの その他のもの 室内装飾品	3 6
	主として金属製のもの その他のもの	15 8
	食事・ちゅう房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8
事務機器、通信機器	謄写機器、タイプライター 孔版印刷・印書業用のもの その他のもの 電子計算機	3 5
	パーソナルコンピュータ(サーバー用 のものを除く。) その他のもの	4 5

構造・用途	細 目	耐用 年数
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するものその他の事務機器テレタイプライター、ファクシミリインターホーン、放送用設備電話設備その他の通信機器デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備。	年 5556 610
時計、試験機器、 測定機器	その他のもの 時計 度量衡器 試験・測定機器	10 10 5 5
光学機器、写真製 作機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	5 8
看板、広告器具	看板、ネオンサイン、気球マネキン人形、模型その他のもの 主として金属製のもの	3 2 10
	その他のもの	5
容器、金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素別のもの	6
	その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー (長さが6m以上のも のに限る。) その他のもの	7
	金属製のもの その他のもの 金庫	3 2
	・ 手さげ金庫 その他のもの	5 20

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税 務署にお尋ねください。

電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度は、一定の要件を満たした上で、電磁的記録による保存を可能とする制度ですが、この制度を利用することにより、経理の電子化による生産性向上やテレワークの推進等に資することが可能です。

○ 電子帳簿等保存

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等を行うことができます。

○ スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能です。

○ 電子取引

所得税及び法人税に係る保存義務者は、取引情報の授受を電磁的に行った場合、一定の要件の下で、 当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存することが必要です。

※ 令和5年 12 月末までに請求書・領収書などを紙ではなく電子データでやりとりした場合には、その電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません。詳しくは、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。



電子帳簿等保存 制度特設サイト

